

東京圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）から新潟県へ移住・就業予定の方へ

移住支援金対象求人サイト



新潟企業情報ナビをご利用下さい！

「新潟企業情報ナビ」に掲載されている「移住支援金対象求人」に応募し、採用されると、「移住支援金」が移住先の市町村から支給されます！

移住支援金ってなあに??

東京 23 区等から新潟県内に移住し、対象法人に就業した方に移住支援金を支給する制度です。

世帯で移住の場合 **100万円** ※単身の場合 60万円

まずは、『新潟企業情報ナビ』で求人情報をご覧ください！

<https://www.niigata-kigyo-navi.jp/>

又は

新潟企業情報ナビ

検索

あるいは



「新潟企業情報」のトップページの**ピンク色のバナー**から移住支援金対象求人をご覧ください！



・ 移住支援金マッチングサイト「新潟企業情報ナビ」に求人情報が掲載されている**求人による就業**でないと、移住支援金の支給対象にはなりません。

・ 移住支援金の申請は、就業後3か月以上経過後かつ移住から3か月以上1年以内に移住した市町村に対し行います。

(加茂市、阿賀町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村は対象外です。)

求人への応募については求人企業へ直接ご連絡を！

<問い合わせ先>

新潟県産業労働部 労政雇用課 雇用対策班

電話番号：025-280-5270（月～金 8:30～17:15）

E-mail：ngt050050@pref.niigata.lg.jp〔随時受付中 順次回答いたします〕

どんな場合に支給の対象になるの？

【移住に関する要件】

○次のいずれかに該当し、該当市町村に移住後3か月以上1年以内であること

- ・住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと
- ・住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏(※1)のうちの条件不利地域(※2)以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区へ通勤していたこと

※1 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県

※2 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)

【他に以下の要件も満たす必要があります】

- ・当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること
- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

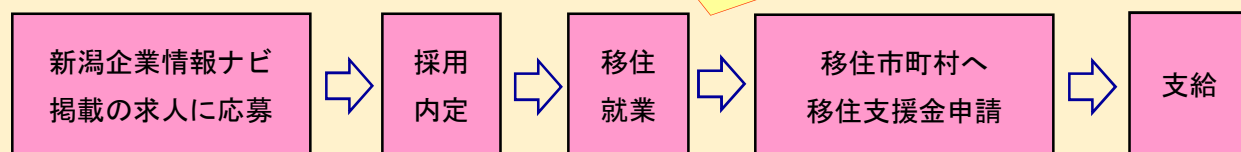
注意：詳細は新潟県ホームページ内移住支援金関連ページ*4その他 新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領中第5 1 (1)をご覧ください。

新潟県移住支援金

検索

又は <http://www.pref.niigata.lg.jp/kurashi/1356915648577.html>

【移住支援金受給までの流れ】



- ・予算に限りがありますので、要件を満たす方は、お早めに移住先市町村の申請窓口へお問合せください。
- ・一定の事由(1年以内の退職、5年以内の転出など)に該当した場合は返還いただくことになります。

▶移住支援金の申請方法については、移住先の各市町村に直接お問い合わせください。

【今年度の移住支援金の申請期限】 令和2年2月28日(金)

※3月1日以降の申請を検討されている方は市町村へお問い合わせください。